

# 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

今年度から月間名称を変更して実施（旧：青少年の非行問題に取り組む全国強調月間）

## 1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度から毎年 7 月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」として定め、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の非行防止意識の高揚、青少年の非行等問題行動への対応の強化を図っている。

今年度は、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として、非行防止及び被害防止のための活動を広く集中的に実施する。

なお、警察庁にてポスターを作成し、全国に配布する。

## 2 主唱及び参加省庁等

・主唱	内閣府
・参加省庁等	各省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	21 団体（青少年育成関係団体 等）
・協賛団体	56 団体（業界団体、業界自主規制団体 等）

## 3 重点課題

重点課題 1 インターネット上の違法・有害情報への適切な対応

重点課題 2 有害環境への適切な対応

重点課題 3 薬物乱用対策等の推進

重点課題 4 不良行為及び初発型非行(犯罪)の防止

重点課題 5 再非行(再犯)の防止

重点課題 6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

重点課題 7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止